

会議録

会議名	平成29年度第7回 八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	
日時	平成29年11月14日(火) 午後2時00分～4時00分	
場所	八王子市役所 職員会館 第2・3会議室	
出席者氏名	委員	(会長) 鏡諭、(副会長) 島津淳 (委員) 井出勲、大庭聖子、金沢義幸、多々井克昌、田中泰慶、能勢由紀子、堀米政利、堀間華世、松岡真紀、村上正人、森田二三江、渡邊実 (五十音順)
	事務局	小峰福祉部長、井上福祉政策課長、元木高齢者いきいき課長、溝部高齢者福祉課長、横溝介護保険課長、高橋地域医療政策課長、廣瀬東浅川保健福祉センター館長、中野目南大沢保健福祉センター館長、田島健康政策課長 【高齢者いきいき課】 長谷川課長補佐兼主査、小柴主査、壽崎主査、政金主査、渡部主査 小西主任、植竹主事、野口主事、高橋主事、守屋主事 【高齢者福祉課】 半田主査 【介護保険課】 小澤課長補佐兼主査、釣井主査、中山主査、守重主査、実森主任
欠席者氏名	宇田友子、竹名裕子、水野敬生	
議題	1. 開会 2. 報告 (1) 意見書について 3. 審議 (1) パブリックコメント用計画書素案について 4. その他 (1) パブリックコメントについて (2) 今後のスケジュールについて 5. 事務連絡・閉会	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	9名	

<p>配 付 資 料 名</p>	<p>《事前送付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料7-1 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画 (パブリックコメント用素案)第1~4章 ・資料7-2 パブリックコメントについて ・資料7-3 今後のスケジュール <p>《当日配付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料7-4 意見一覧及び対応方針 ・資料7-5 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画 (パブリックコメント用素案)第5~7章 ・参考資料 平成29年度ひとりぐらし高齢者実態調査集計結果 ・参考資料 虚弱者割合(健康とくらしの調査より抜粋) ・意見書
<p>発 言 の 内 容</p> <p>事 務 局</p> <p>鏡 会 長</p> <p>高 齢 者 い き い き 課 主 査</p>	<p>【内容】</p> <p>ただいまより平成29年度第7回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会を開会する。</p> <p>まず配付資料の確認である。</p> <p>(資料確認)</p> <p>傍聴の方に協力のお願ひがある。パブリックコメント用計画書素案である資料7-1と資料7-5は本日の議論を踏まえ、修正をした後にパブリックコメントにかけるため、会議終了後に回収させていただくことをご了解いただきたい。</p> <p>それでは、ここからは八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき、議事の進行を会長に委ねる。</p> <p>本日は欠席者が3名、開催要件は満たしている。</p> <p>また、本部会は原則公開となっている。本日の傍聴者は9名である。</p> <p>それでは、次第に従って議事を進める。</p> <p>まず、2. 報告(1) 意見書について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>資料7-4 意見一覧及び対応方針をご覧いただきたい。今回は第6回の10月11日の策定部会において3名の方から意見をいただいた。まず渡邊委員からの口腔ケアにおけるフレイル(虚弱者)に対する支援を事業化してほしいという意見について、市の対応方針が右側に記載されている。“現在市では、『口腔ケアから始まる健康づくり講座』など、口腔機能向上に関する様々な事業を行っております”というところと、現在、保健医療計画の策定が高齢者計画と同時期に進められており、口腔保健の普及計画や口腔疾患の予防と機能維持向上支援等の取り組みについては保健医療計画に盛り込んでいきたいと考えているため、ご承知おきいただきたい。続けて、ケアプラン作成時にケアマネジャーと連携して取り組みを、という意見であるが、これについては、地域ケア会議において、歯科医師等にも参加いただいており、今後一層歯科医師との連携を深めながら取り組みも深めていきたいと考えている。</p> <p>次に森田委員からいただいた意見であるが、高齢者単身世帯の情報は、各町会に届いているのかという質問である。こちらは、現在“市では在宅ひとりぐらし高齢者の生活実態を把握するため、八王子市社会福祉協議会、民生・児童委員と協力し、「ひとりぐらし高齢者実態調査」を毎年実施しています。集計データについては、市内警察署、消防署等からの依頼に基づき情報提供を行っていますが、個人情報保護の観点から町会・自治会への提供は行っていません。”という対応方針である。</p>

介護保険課 課長補佐	<p>それとあわせて、個人情報の提供ができないと、町会から災害対策等、具体的な対策がとれないと聞かすが、その状況はどうなっているかという質問であるが、こちらは、現在八王子市においては、災害時に自力での避難が困難な方に対し、市がそれを支援するための仕組みとして、災害時要援護者避難支援制度がある。この制度は、町会や自主防災組織などを中心に、各地域で「地域支援組織」を結成していただき、市と覚書を取り交わすことにより、市で管理している避難行動要支援者名簿の情報を利用して、災害発生時の避難誘導に活用していただけるものとなっている。現在、登録団体は平成29年8月末現在で14団体と、まだ少ない状況なので、引き続きこの制度や地域支援組織を周知していき、登録数を増加させ、地域のたすけあい活動を促進していきたいと考えている。</p> <p>続いて、介護予防講座など参加してほしい会に人が集まらないので、趣味の集まりや各種講座、学校行事（学祭、運動会など）など人が集まりそうなイベントとセットで開催するとよいという意見である。こちらの市の対応方針としては、“介護予防に関する啓発については、健康フェスタや市民センター祭りなどへのイベントに合わせて活動することにより、相乗効果を図っております。また10名以上の団体からの要望に応じて出前講座として、生活拠点に近い場所で「八王子けんこう体操」などの介護予防の啓発をしています。”ということである。このほかでは、高齢者を対象とした各種教室等のチラシ等を配布するなど、機会を捉えて周知を図っていきたいと考えている。</p> <p>続いて、介護保険課より説明させていただく。介護を担う家族や介護者がいなくなることで、介護不能となる事を心配して受診しないで病状が悪化するケースがあること、介護を担う家族が入院となった時に、すぐに在宅の被介護者を受け入れてくれる体制が必要ということについては、病気の検査、治療、あるいはご家族のレスパイトも含めて、必要な介護ニーズを捉えてケアマネジャーがケアプランを作成している。入院になった際に想定される具体的なサービスとしては、各種ショートステイ、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、あるいは一昨年から小規模多機能型居宅介護や認知症グループホーム等でも短期利用のサービスが可能となっているので、そうしたニーズがあれば、ケアプランの変更が可能なので、ケアマネジャーにご相談をいただきたい。</p>
介護保険課 主査	<p>続いて介護保険課給付担当よりお伝えする。ケアマネジャーに情報がなく、適切な対応がとれないので、ケアマネジャーへの情報提供を含めた体制が重要という意見についての市の対応方針であるが、ケアマネジャーには、年間を通じた研修をしており、様々な情報提供等を行っているので、これについても漏れのないような形で対応をさせていただいている。</p> <p>資料7-4の裏面、島津委員からの質問であるが、介護予防・日常生活支援総合事業の従来の訪問介護相当、訪問型サービスAについて、八王子市では単価を下げることは避けてほしいという意見である。単価を下げることでその事業の担い手の最低賃金を割り込むおそれがあり、事業者の総撤退も考えられる。現行では八王子市において、該当の事業の加算措置が取られているが、その継続を望むと共に、例え厚生労働省において訪問介護生活援助について単価が下げられても、八王子市においては保険者の責任として該当事業の単価を下げないことを要望するということである。この意見についての市の対応方針は、“平成30年度の介護報酬改定に向けて、介護給付費分科会で議論が重ねられております。結論が出るのが年明けになるとの事ですので、その動向を見ながら平成30年度以降の訪問型サービスAの単位数については慎重に検討してまいります。”ということである。</p>
鏡会長	<p>今の説明について意見、質問等があればお願いしたい。それぞれご意見を出していただいた方から何か補足等はあるか。</p>

島 津 副 会 長	先ほども回答があったように、現在介護給付費分科会で議論されているが、この要望としては、国が決められている枠内の単価で、八王子市としては高めに設定していただける努力をしていただきたい、経営が成り立つ単価を設定していただきたいと思う。
鏡 会 長	森田委員はどうか。
森 田 委 員	急に介護者がいなくなってしまった場合は、ケアマネジャーに相談すれば、ケアプランの変更が可能になるとのことだが、急な入院などの場合でも対応していただけるのか。
介護保険課 課 長 補 佐	まずケアマネジャーや高齢者あんしん相談センターに相談をいただければ、様々なサービスの事業者等の状況を収集し、受け入れ先を探していく。ただし、そのときの状況によるので、受け入れ先が100%確実に見つけられるとは言えない。
鏡 会 長	ほかにはあるか。
田 中 委 員	私どもの町会では、民生委員・児童委員が持っている情報はもらえていない。従って止むを得ず、支援が必要な人には手を上げていただき、そういう人たちを把握した上で、今度は支援が可能な人に手を上げてもらっている。そのようにして支援していこうということになっている。ひとり暮らしの人がどの程度、どこに住んでいるのかという基本的なことがわからない。民生委員・児童委員は把握しているが、彼らだけで災害対策をできるのかと言えば、絶対に無理である。そこで事前に必要な時に必要なリストを渡すということだが、すぐにも必要という時に渡されたのでは、タイミング的に間に合わない場合もある。やはり事前に把握した上で、対応策をきちんと決めていかなければダメだと思う。個人情報としきりに謳われるが、みだりに個人情報を使うわけではない。もしもの時のために使うという前提に立って、個人情報を提供してもよいということを生委員・児童委員が理解していただけるよう検討してもらわなければいけない。これまでは個人情報の保護ということでそのままズルズルきているが、それでは意味がない。情報提供を拒んだ結果、自分の命が危険にさらされた時、実際に助けてもらえない状況になることは、本当の意味での個人情報とは言えないのではないか。その点、きちんと把握していなければいけない。
福 祉 政 策 課 長	民生委員・児童委員には守秘義務等が課せられているが、町会・自治会とはそうした情報を共有していく必要がある状況の中で、今年度から民生委員・児童委員の協議会と町会・自治会と意見交換会等もスタートしている。その中で課題の解決に向けて、どのような取り組みができるか探っていきたい。年明けにまた開催したいと思うので、ぜひその場でも議論を深めていけるとよい。
田 中 委 員	私もその場には出ているので、それなりの話が出ていることはわかっているが、もっと早く進めていかないと、遅きに失する場合も出てくると思うので、早急な対応をお願いしたい。
福 祉 政 策 課 長	承知した。
鏡 会 長	今の話は市の姿勢だと思うので、個人情報の保護と災害対策に対する支援は難しい問題だが、解決の方法があると思うし、先進市などでは条例を作っているところもあるので、そうした点も含めて検討していただきたい。
金 沢 委 員	ほかにはどうか。 ケアマネジャーに情報がなく、適切な対応がとれないので、ケアマネジャーへの情報提供を含めた体制が重要という森田委員の意見に対する市の回答は、ケアマネジャーに年度を通じた研修で様々な情報提供ということであるが、この情報提供の内容とは何か。ショートステイを取るのは、ケアマネジャーとしてもかなり大変なことで、ここにショートステイの施設がいろいろと書いてあるが、状況によっては定員いっぱいであろうというところがほとんどである。

<p>介護保険課 主査 金沢委員 介護保険課 主査 鏡会長</p>	<p>そうかと言って、このような困った時に、どこに連絡をすればよいかということがわからない。それと費用負担の問題で、有料老人ホームは空いている場合が多いが、利用料金が高すぎる。状況によってはかなり厳しいところであるので、情報提供の内容を教えてください。</p> <p>ここでの意見だが、例えば市内の事業者のことや、国からの通知等、様々な情報が市に入ってくるので、そういったものに関して情報を提供している。</p> <p>具体的な連絡先を探して教えてくれるというようなことはしていないのか。</p> <p>そこは市の無料の配布冊子、介護ナビ・はちおうじがあるので、そちらを利用いただくなどのような情報提供にとどまる。</p> <p>文章にすると、どういうケースがあるかというのがなかなか見えず、個別ケースには個別の対応が必要になってくると思う。そこはきめ細かな対応をお願いしたい。</p>
<p>堀米委員</p>	<p>介護者が急に病院に入院してしまい、要介護者がひとりになってしまうというケースでは、多くは経済的にギリギリの状況で介護をされている世帯が多い。そういう世帯に対する経済的な援助の考えはあるか。</p>
<p>介護保険課 堀米委員</p>	<p>特段、それに則した支援というものはない。</p> <p>何か考えないといけない。</p>
<p>介護保険課 堀米委員</p>	<p>その通りで、その都度その都度の考え方ではいつかは破たんしてしまうので、何かよいシステムができるよう考えていきたいと思う。また、将来的には医療と介護の連携の重要性にもつながってくると思う。時間を早めて考えていく必要があると思うので、ぜひともその点についてはご協力をいただきながら考えていきたい。</p>
<p>堀米委員</p>	<p>生活保護は別として、ギリギリの人に対するセーフティネットのような形で、ある一定の基準以下の人に対する援助を行えるとよい。</p>
<p>介護保険課 堀米委員</p>	<p>果たしてそれだけで済む話かどうかというところの考え方も含めて、検討していきたい。</p>
<p>堀米委員</p>	<p>もう1点、人生の最終段階の医療の決定プロセスについて、普及啓発を目的とした資料作成が、全国の都道府県で約3割、市町村では1割しか作成されていない。八王子市では人生の最終段階の医療決定について資料作成をされているのか。</p>
<p>地域医療 政策課長</p>	<p>現状では行ってはいない。ただ、市では65歳以上の皆さんに配布しているのが、救急医療情報である。そのカードに4つの救急時の意思項目があるのだが、「自然な状態で見守ってほしい」の項目にチェックがあったとしても、救急隊員が行って本当に何もしないわけにはいかないの、日ごろから家族やかかりつけ医等と話をさせていただいておいてほしいというところで、現在はとどめている状態である。今後、そのあたりについては、住み慣れた地域で最後までということもあるので、取り組みを進めていかなければならないと思っているが、今回の保健医療計画の中ではその程度にとどめている。これについては、もう少し先、次期計画あたりになるかと思っている。</p>
<p>堀米委員</p>	<p>我々は実際にそうした最終段階にある人たちに対して医療や介護を提供することの意味に少し疑問を感じることもある。患者さんには誠に申し訳ない話であるが、一体それをすることに意味があるのかということに対する答えがあるとよい。医療の打ち切りをどこで設定していくのかというのは大変難しい問題なので、何か頼れるものがあるとありがたい。</p>

地域医療 政策課長	私は東京都の在宅療養患者の緊急医療の座談会に出ているのだが、よくそれに関する話が出ています。ある委員からは、かなり高齢の方が在宅で倒れて救急車で運ばれてきた時に、救命医はその患者さんに対して、正直な話、どこまでの処置を施せばよいのか非常に悩むという話が出ていたのだが、その座談会でもまだ結論は出ていない。そのあたりは申し訳ないが、もう少し先の話になるのではないかとというのが現状である。
堀米委員	我々が医療を途中で打ち切るということは、ある意味では医師が積極的な安楽死を施したことにつながってしまうわけである。従って、ある程度の基準が出れば、我々としても安心して、ここで打ち切ることができる。基準もなしに医療を打ち切ったことで、ご家族に訴訟を起こされ、積極的な安楽死は認められないという形で判例が出てしまうと、有罪者となってしまうので、何らかの基準をいただきたい。現場としては常に悩むところである。
鏡会長	大変重要な問題ではあるが、八王子市だけの問題ではなく、学会を含め日本全体の議論が盛り上がっていかないと解決できない問題だと思う。課題としては提議いただいたということで了解させていただきたい。
各委員	ほかにはどうか。
鏡会長	(特になし)
各委員	それでは、3. 審議(1)パブリックコメント用計画書素案について、事務局から説明をお願いします。
高齢者いき いき課長	資料7-1をご用意いただきたい。まずお渡ししている素案の前提であるが、基本的に掲載する項目はこれでいきたいという形でまとまっている。言い回しの細かい部分、例えば、市民団体、地縁団体、地域団体等、用語の乱れがまだ残ってしまっているが、このあたりは今後事務局で整理をしていく予定であるので、ご容赦いただきたい。なお、掲載項目は固まっていると申し上げたが、まだ確定ができない、掲載可能性のある項目を先にお知らせする。今、ちょうど議論されているインセンティブの関係は今あえて触れていないので、ご承知おきいただきたい。そのほか、国の体制や動きのあるものについては見出しのみとなっているが、これらは間に合う範囲で掲載していくことになる。また、こちらで追加で調査をしているところであるが、他の自治体のパブリックコメントや東京都の動きも概ね見えてきたので、その影響を受けた追記はパブリックコメント後になるかもしれないことはご容赦いただきたい。その他、調査結果の掲載、市民力・地域力といった用語の定義はこの後、他の計画との兼ね合いもあるので、今回はそれほど細かくなっていないことをご理解いただきたい。この素案の前提は今申し上げたことであるが、今回の計画の特徴と言うか、常にそうなのだが、こちらに載っていない事業については、八王子市では実施しないと言っているわけではない。その上で後段に載っているが、事務の形を取っているものは、今明らかに行われている主なものを取り上げている。私は以前、これに書かれていて事務になっていないものでも、課題として表記されているものは、継続して検討できる仕組みを作っていきたいと申し上げた。従って、例えばダブルケアや老々介護、介護離職の問題は、第4章で事務になっておらずとも、結局今動きが明らかでないものについては検討する事務を設けているので、後ほど説明させていただきたい。
	それでは、各章ごとに簡単に解説させていただいた後、ご質疑をいただきたい。
	4ページ、第1章 計画の策定にあたってについては、大きな変更はない。(1)人口構造の変化と課題として、全国、八王子でどんなことが起こっているのかという問題意識を踏まえ、5ページで(2)介護保険制度の変遷である。本当に介護保険はよく制度も変わるので、そもそもどうであったのか、出発点を意識しながら進めていくことも当然必要かと思うので、やや資料めいているが、掲載をしているところである。

その上で7ページでは、(3) 価値観の多様化、家族構成、社会・地域構造の変化について触れている。その6行目あたりからであるが、端的に言うと、元気な高齢者も含めており、今後も活躍していただきたい、そして10行目あたりになるが、反面、介護分野の人材不足や介護離職、ダブルケアの問題など制度改正以外の課題もあるということで、以前確認をいただいているが、ここで問題意識を示している。このようなものに対して、即座に事務が該当するかどうかというのは厳しいが、検討を進めていくという姿勢を表しているとお考えいただいても構わない。その上で(4)「地域包括ケアシステム」をより強化し、広げる必要性であるが、今回は市民力・地域力という話をしており、ここでは地域包括ケアシステムや介護を市民や地域にすべてお任せといった誤解をされないような表記をしていきたい。ここはご指摘をいただきたいと考えている。8ページに(5)中核市の権限を活かした取り組みの推進を記載し、9ページで2計画の位置づけということである。

2計画の位置づけは、今回多種の計画が改定され、今後も同時期の改定等も念頭に置いていることから、基本的には関連性を明記し、忘れないようきちんと手を取り合って行っていくのだということを示していきたい。図版に関しては9ページ、10ページともほかの計画と最後に調整が入るため、変更の可能性はある。こういった発想、以上のような流れで進んでいるということでご理解いただきたい。

11ページ、4計画のポイント、これは端的にこの計画を表そうとしているもので、12ページをご覧ください。上から2つめの〇、自立した在宅生活支援、今回例えば、特別養護老人ホームをはじめ、施設サービスはある程度充足しているというみなしであるが、とりもなおさず、在宅介護支援、看取りも含めた在宅での医療等は当然念頭に置いて事業を進めていかなければならない。しかし、個別の事業というのは結構介護保険事業に隠れてしまって、なかなか計画の中で事業が出るものではないため、何か打てる手はないか、また介護予防、人材確保、さらには地域包括ケアシステムの評価などについて今後行っていくということもポイントで示しているところである。12ページは国の介護保険改正の概要であるが、これは制度改正方針が決定次第更新であり、土壇場で変わってしまうと、計画で意識していないではないかと後で国や都から言われてしまうので、ここはそういう形で改正したものもしっかり対応するという意味での掲載ということである。なぜこれが資料的に載っているのかとお考えかもしれないが、やや技術的な問題である。第1章については、流れは大きく変わっていない。

鏡 会 長

各章ごとに区切って説明ということである。今の第1章について、皆さんから質問や意見等があればお願いしたい。

各 委 員

(特になし)

鏡 会 長

それでは続いて第2章の説明をお願いする。

高 齢 者 い き

い き 課 長

第2章は主にデータを掲載する部分で市民の方に計画とあわせて見ていただきたいデータを選んでいる。人口等は、まだ調整中という枠が多くなっているが、基本的な数値は19、20ページあたりで網羅されている。その上で20ページの(5)標準給付費、21ページ(6)地域支援事業費や21ページ(7)高齢者あんしん相談センターへの相談件数など、意識と現状が入り混じったようなものもあるが、このあたりが高齢者・介護保険関係での基本的な数値だということで選んだ次第である。あまり大部ではいけないので、前回計画とさほど大きな変更はしていない。22ページ、3 実態調査結果は、多少まだ見づらいところがあるが、パブリックコメント後に修正していくのでご容赦いただきたい。ここでは、調査結果の中から、今後考える上で大きなトピックであるものを抽出している。

<p>高 齢 者 い き い き 課 主 査</p> <p>鏡 会 長 島 津 副 会 長 高 齢 者 い き い き 課 長</p>	<p>結局これが高齢者向けの調査ということで、高齢者のボランティア数は上がっている、しかも元気な方が増加しているにも関わらず、意向が少ないのは原因などを考えていく上の要素があるとして、載せている次第である。</p> <p>続いてそれぞれあるが、どのみち対応が必要なもの、正直今後考えなければまずいだろうというものを挙げているつもりである。28ページもご覧いただきたい。12. 地域包括ケアシステムの認識であるが、およそ7割から8割近くの方が、「内容はほとんど知らない」、「初めて聞いた」という方を含めるとかなりの割合である。やはり地域包括ケアシステムそれ自体を市民の方に理解していただくというやり方ではなく、具体的にどういふことがあるのかということ伝えていかないと、足掛かりとならないのではないかと、様々なことを考えさせられるデータである。そのようなわけで、ここは問題意識のあるものを挙げているところであり、30ページには、終末期を過ごしたい場所、31ページには、自宅での看取りや課題、不安な点など、基本的には第8期計画につながるようなものが抽出されている。</p> <p>次に38ページ、4 第6期計画の取り組みと課題ということで、表的には自己評価を社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会で意見をいただき、形を作ってまとめているものである。従って、このA、B、C、Dに関しては外部からの一定の意見を踏まえたものということにはなっているが、総論としてはなかなか難しいところがある。40ページ、(3) 評価のまとめをご覧いただきたい。基本的にはほとんどの事業は評価としてA、Bということで計画どおり実施できてはいるが、例えば14行目、「八王子市シルバー人材センターの支援」は会員数が毎年増加傾向にあるものの目標を下回る結果となっています。また、「地域密着型サービスの整備」については建築費の高騰や介護人材の不足もあり、地域密着型介護老人福祉施設は1箇所の整備にとどまりました。”という状況である。現段階ではこのような目標達成であるが、基本的にはその他の施設整備なども丸めて考えているので、評価としては全体として概ね順調であったと言わせていただいてもよいところである。このあたりも第8期計画に向けてこのような評価でよいのかということも正直あるので、第7期計画の最中では、それらも含めて整備をしていきたいと思う。ひとまずご承知おきをお願いしたい。</p> <p>41ページ以降に5 将来推計がある。42ページ、(2) 要介護認定者数の見込みはまだ単純に数値が揃っていないので、未調整であるが、43ページ、(3) 介護人材の需給推計は掲載予定である。こちらに関しては一定整備が始まっているが、今回まだご提示できていない。こちらは担当より説明がある。</p> <p>43ページ、(3) 介護人材の需給推計は、国からワークシートが区市町村に提示されているのだが、区市町村ワークシートは需要部分のみの推計しか計算ができないものとなっており、供給が推計できない。従って、需要と供給のギャップを計算できず、何人不足しているかというのが出せない形となっている。一方、国から都道府県に示されたワークシートは、需給の推計が両方もできるようにしており、こちらは需要と供給のギャップを計算できるようになっている。そちらを使って、今、数字を精査しながら計算を進めているところで、結果が出次第、掲載していきたい。</p> <p>第2章について委員の皆さんから質問、意見があればお願いしたい。</p> <p>43ページ、(3) 介護人材の需給推計はこれから作成するとのことであるが、その分析コメントは当然ここに記載されるのか。</p> <p>正直今悩んでいるのが、結局、国や都道府県のワークシートをそのまま使うと、需給バランスがよく読み取れないので、ある程度オリジナルの要素も入れて作ろうかと考えているのだが、そうすると誤解にもつながる懸念がある。</p>
---	--

島津副会長	<p>分析結果として、結局どの分析を利用しても人材不足であることはわかっているわけで、例えば施設の職員が足りない、デイサービスのヘルパーが足りないという分析までここに掲載ができるかどうかという点で悩んでいる。</p> <p>国の指針では第7期介護保険事業計画について、介護人材の育成の項目がある。従って、この介護人材の需給推計に対する分析コメントがないと、介護人材確保・育成と研修をどう作っていったらよいかという議論が成り立たない。ぜひここは分析してコメントを記載していただきたい。当然、分析された結果として、具体的な解決策も必要なわけである。</p>
高齢者いきいき課長	<p>分析結果を計画に載せられるかのご容赦をいただきつつも、分析をきちんと示す。その上で施策の関係は現在予算編成中なので、表現が控えめになっていることを念頭に置いていただきたい。</p>
鏡会長 各委員 鏡会長	<p>ほかにはどうか。 (特になし)</p> <p>また後ほど質問の時間も取れると思うので、先へ進めさせていただく。 それでは、第3章の説明をお願いします。</p>
高齢者いきいき課長	<p>第3章 計画の基本的な考え方については、文言的に大きな変更はない。本日配付の追加資料1をあわせてご覧いただきたい。追加資料1は自助・互助・共助・公助の視点の図であり、要はこのような形に差し変わるということである。率直に申し上げて、互助についての考えは今回、多種計画対応しているが、掲載はされていない。ただ、今回、福祉の計画、高齢者計画に関しては、地域包括ケアシステムの中で人と人とのつながり、地域での取り組み、またボランティアの取り組み等を積極的に推進していくところに支援も考えていく必要もあるということが前提にあるので、互助という考え方を庁内では早めに取り入れている次第である。ほかの計画には載っていないが、そういう目線もあるという取り扱いで整理した。</p> <p>次に46ページ、(2)地域包括ケアシステムの強化は、追加資料2をご覧いただきたい。まだ荒い部分もあるが、こちらもこのような図にしていこうということで整理したものである。変更点としては、医療、介護、生活支援、住まい、保健介護予防と基本的な5つの要素があるが、今後この丸の中の文字を各計画の中で注目するものに変えていく。従って、第8期も基本的にはこの図を踏襲したいと考えているところである。その上で、図の下に解説文を加えて1ページに収め、できるだけ見やすく改定をしたものである。なお、素案の47ページをご覧いただくと、丸の上の部分に在宅医療と介護の連携推進の部分に、双方向の矢印が入っていた。これは当時、第6期計画で特に注目する動きを示していたのだが、第7期、第8期、第9期と増えていくと、図が混乱してくるということで、ここで一度矢印を外しているが、やめてしまうという意味ではない。そうした点は文言や解説等で加筆していきたいと考えている。</p> <p>48ページ、(3)日常生活圏域について、本文の4段落目にあるように、地域福祉計画で設定している福祉圏域を今回概ね中学校区範囲とした。地域包括ケアシステムを考える中では、民生委員・児童委員、人とのつながりということを重視した圏域となっているが、およそ中学校区圏域の今後展開されるであろうコミュニティ施策や防災施策等も意識しながら、空間的な整合を図るにはまだ時間がかかるが、内容的には徐々に整合を図っていこうというところで、その内容を追記したものである。なお、こちらはややまだ具体的にはなっていないが、具体的な施策というものは、おそらく福祉計画が走っていく中でも出てくるので、臨機応変な対応をしていくということをご理解いただきたい。</p>
鏡会長	<p>それ以降、50ページからの3 計画の柱と重点的な取り組み、54ページ 4 施策の体系に関しては大きな変更はない。</p> <p>それでは質問、意見があればお願いします。</p>

田中委員	福祉圏域を概ね中学校区を範囲にするということだが、中学校区で福祉圏域を考えた場合には、現在考えられている日常生活圏域の21圏域と比較してどの程度圏域が増えるのか。
高齢者いきいき課長	中学校の圏域では37圏域となる。
田中委員	そうすると、将来的には日常生活圏域も21圏域を目標にして、その後徐々に37圏域に近づけていくと理解してよろしいのか。
高齢者いきいき課長	おそらくそうはならないはずだと考えている。中学校圏域をそのまま中学校区として見ると、例えばニュータウン方面は大変密集していて中学校圏域が狭い。反面、恩方方面だと今のままで重なってしまうぐらい広い。また、高齢者あんしん相談センターの数はある程度まとまっていないと、そこでの人員体制やノウハウの蓄積等ができないので、37まで細かく区切るということには最終的にならず、再編や調整で整合を図ることになると予想している。ただ、まだどちらの計画でもそこまで細かい意思決定はできていないので、一応見通しということでご承知おき願いたい。
田中委員	そうすると、この表現でパブリックコメントを出すと誤解を招く懸念がある。今、言われたような表現を入れて、文言を訂正する必要がある。
鏡会長	私も田中委員のご指摘の通りだと思うので、修正をお願いしたい。
堀間委員	45ページの図表3-2と追加資料1の図だが、45ページでは自助の部分は、“活力・生きる力”とあるが、追加資料1ではその文言がなくなっている。これはなぜか。むしろあった方がよい。
高齢者いきいき課長	ご指摘の方向で調整したいということをご前提に申し上げますと、この自助・互助・共助・公助の図は世の中に数多く出回っている。ある程度大まかに絵図面で似ているところはあるが、いろいろと見比べてみると、載っていたり載っていなかったりと様々ある。その中で比較的多いもの、ブレが少ないものを取りまとめて作ってみたのがこの図である。ただ、“活力・生きる力”という表現は、見ようによっては随分と紋切型に見えたり、内容的にはよいものにも見えたりもするため、今少し検討の時間をいただきたい。
堀間委員	47ページの図と追加資料2の図であるが、“八王子の「市民力」・「地域力」の発揮”の部分の文字サイズが大きくなっているのはよいと思うが、本来、もっと大きくてもよいと思う。それと図の上には人のイラストがあるが、図の下は人の絵がないので、インパクトが弱い。本来の地域包括ケアシステムを考えると、住民の力を出してもらおうという目標があると思うので、もう少し下もがんばってほしい。
高齢者いきいき課長	イラストは探すようにする。ただ、1点今の話の通りでいきたいところであるが、地域包括ケアシステムや社会保障の根底をつないでいくのは市民力・地域力であるが、ただその中心は医療、介護、生活支援、社会保障制度が機能した上での話ということを図として示しているつもりである。従って、もう少しにぎやかなイラストにしたいと思うが、市民力・地域力の文字サイズをもっと大きくというのはご容赦いただきたい。
鏡会長	ほかにはどうか。
各委員	(特になし)
鏡会長	特にないようであれば、第4章の説明をお願いする。
高齢者いきいき課長	第4章 施策の展開、こちらは各施策で特に特徴的だと考えているところを抜粋してお話させていただきたい。まず55ページ以降の重点項目、計画の柱(1)地域で生きがいを持ち、生き生きと暮らす、①市民力・地域力を活かした多様な取り組みの推進であるが、こちらは実は今までと見た目上は大きく変わっていない。ただ、こちらの中身の部分、基本的には拡充がすべてではないが、拡充の方向で、基本的にはここに書かれていない市民の方と直接やり取りができるような情報提供等を含めて考えていこうとしていることが特色である。

即ち、ここは走りながら考える面がどうしても出てしまうので、重点としている割に迫力がないことは、私自身も感じているところであるので、今少し整理の時間をいただきたい。

57ページ、②介護予防に関する意識の向上・施策の推進であるが、こちらも見た目は大きく変わっていないが最初のポイントのところでも示していた通り、これまでの介護予防事業を振り返ると、様々なところから指摘があるが、結局成果は何だったのかと言われることがしばしばある。そこで今回、保健福祉センターとも連携して、今後の介護予防事業のあり方というものを少し走りながら第7期で詰めていきたいと考えている。また、地域包括ケアの評価のような部分も内部的に議論を進めていければと思っているので、こちらももう少し工夫しないと、市民の方が希望を持ってないかもしれないが、見た目は大きく変わっていない。

59ページ、③高齢者の生きがいを高める情報・活動の支援、このあたりも殺風景であるが、60ページ、結局高齢者向けの各種教室や講座、出前講座の中身を精査していくことになるので、事業自体大きく見た目は変わっていない。

さらに④高齢者の技能・経験を活かすであるが、こちらはシルバー人材センターの支援や高齢者活動コーディネートセンターの運営等、すべて内容的には拡充を図っていくということで進めていきたいと考えている。

また、今回福祉全体を見ても、高齢者の生きがい就労という目線が主であるが、例えば介護人材の不足なども考えると、高齢者だけでなく、若い人などももう少し手広く人材の発掘、高齢の方も含めて人材の発掘ができればよいと考えている。

次に61ページ、⑤高齢者の自立につながるまちづくりで、62ページの22 高齢者等の移動手段の確保に関する勉強会の開催は、やや地味に見えるかもしれないが、免許証の返納等にとどまらず、八王子市は都内の中でも1位、2位の領域があるため、高齢者の移動手段の確保に関してはかねてから指摘や、地域からも声が上がっているところであるが、公共交通の部門も含めて、まずは勉強会を開催させていただきながら、話を進めることができるといっているところである。後ほど出てくる介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスD、即ち移送サービスの関係もあるが、前さばきをこちらでして、その上で話を広げるのか、市民の方にご理解をいただき、一緒に進められるような仕組みになるのか、このあたりは慎重に進めていきたいと考えている。

63ページ、⑥地域の災害時支援体制の充実、書かれていることは変わらないが、先ほどもあった個人情報の関係等も含め、仕組みの検討を進めていきたいと考えている。

64ページ、⑦地域のネットワークの充実の中では、特に65ページの29 高齢者見守り相談窓口の運営として、現在3箇所が運営され、平成29年度内に1箇所開設見込である。第7期計画中の目標は、必要に応じて増設としている。これは東京都の補助金の兼ね合いもあるので、数などが明確に打ち出せないが、高齢者あんしん相談センターのランチ的な意味合いを持つものも増やして、ネットワークの充実につなげていければということが、目玉的になってくると思われる。

66ページ、事業の柱（2）住み慣れた地域で安心して暮らし続ける、こちらは①八王子版地域包括ケアシステムの強化で、67ページに35 地域包括ケアシステムの庁内推進体制の充実が掲げられている。結局、新たに出てきた課題、隙間に落ちている課題を拾うところがなかなかないことが第6期計画中の課題であった。

今まで高齢者福祉課を中心に、生活支援サービスの充実に係る研究会を活用して、地域包括ケアシステムをどう進めていくのかという議論をしていたが、これを少し拡大し、高齢者の3つの課を事務局的なものにして、様々な課題等を庁内で整理できるとよいと考えている。おそらく災害時の個人情報のようなものもそうであるし、保健福祉センターと連携して介護予防を考えていたり、さらにダブルケアの関係については顕在化している面もあるが、情報の整理の仕方、共有の仕方も含めて話し合いができるよう考えている。

従って、このあたりはもう少し肉厚な解説になる予定である。

67ページ、38 地域包括ケアシステムの進捗管理・評価は調整中であるが、3ヶ年あるので、第8期計画では進捗状況を振り返れる体制を整えたいということである。

68ページからの②認知症施策の推進で、こちらは基本的には箱自体は大きく変わるものではないが、認知症の方の数が増えるのに合わせて、当然事業規模は拡大せざるを得ない。ここには載っていないが、今後様々な工夫で事業ができるとういと考えているので、ご承知おきいただきたい。

71ページ、③医療と介護の多様な職種による連携推進、既に医師会を中心に様々な業界で連携を進めているが、市の方でもいろいろと勉強させていただきながら、結局市の側としてすべきことを探りつつ、何かお手伝いができるようにしたいと考えているところである。

71ページの50 在宅医療支援システムの運用や72ページの52 在宅療養患者搬送事業、53 八王子市在宅医療相談窓口の周知など第6期計画の中に新たに行っている事業も増えているので、改めて整理をして掲載しようと考えている。

72ページ、④介護を行う家族への支援、掲載新規と書いてあるもの、55 入院高齢者おむつ代助成は、これまで実施していたわけだが、負担軽減という意味で強調していこうということである。また、57 男性のための介護講座の開催も割と以前より実施しているのだが、昨今の介護離職の関係も織り交ぜて、男女共同参画と調整を現在図っているところで、調整中となっている。介護離職に関しては、このあたりからも情報を拾えるとよいという事業となっている。

以下、細かく見ると、いろいろあるが極端に大きな変更はない。

79ページまで飛んで、計画の柱（3）利用者の自立を支える介護保険サービスの安定した提供、①介護人材の確保・定着・育成である。こちらは今まで議論してきたことが掲載されていないというお叱りを賜ることの多い部分である。予算の関係で何とかかなりそうな気配はあるのだが、まだ確定的なことは申し上げられないため、控えめな記載となっている。議論いただいた点を踏まえて、作表を進めていくので、本日のところはこのような形でご容赦いただきたい。

81ページ、②介護予防・日常生活支援総合事業の充実、こちらは本日配付している追加資料3、素案とは事業番号が異なっているが、84 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの提供をご覧いただきたい。表の体裁が他の表と整合がとれていないが、今後見やすいものに修正する。端的に言うと、上から訪問型サービスA、Bについては実施しており、今後も継続の予定である。訪問型サービスCは平成30年度にモデル実施、通所型サービスAに関しても平成30年度に制度設計と、一部でもモデル実施ができればという心がけめいたトーンで記載している。通所型サービスB、Cは現在モデル実施を行っているが、来年度も引き続きモデル実施として進めていきたい。また訪問型サービスDは、22 高齢者等の移手段の確保に関する勉強会の開催で検討し、平成31年度に総括的な議論、受け皿の問題や制度体制を含めて展開していきたいと考えている。平成32年度には検討を踏まえて実施という形である。他の自治体では介護予防・日常生活支援総合事業に着手したもののやめたというところも結構見られる。これはただやめてしまうということではなく、何がしかの検討結果をもってこのまま継続するのかどうかということを考えていきたい。結果の作表上は、こういった形で整理をしていくところである。

それ以外で大きな点としては、84ページ以降の④第4期介護給付適正化計画の円滑な実施となるが、これは介護保険課より説明する。

介護保険課長	<p>84ページ、④第4期介護給付適正化計画の円滑な実施で、こちらは国の方から平成30年度以降、制度化することが求められているので、今まで第5期までは項番の中に、カッコとして第3期介護給付費適正化計画という形で載せていたが、今回からまとめて適正化計画の部分を掲載させていただくことになった。内容としては、これまで行ってきた計画のものを継続していくような形になる。また、86ページには96 ケアマネジャーガイドライン改訂がある。こちらは八王子市独自のケアマネジャーガイドラインを作成しており、前回の作成からちょうど3年経過したことから、内容もあわせて改訂を行い、ケアマネジャーの皆さんや各事業所の方々にも配布する予定である。</p>
高齢者いきいき課長	<p>最後に施設整備であるが、こちらは以前と変更はない。</p>
鏡会長 島津副会長	<p>第4章について意見や質問があればお願いしたい。 追加資料3の84 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの提供で、訪問型サービスDについては、平成30年度では62ページの22 高齢者の移動手手段の確保に関する勉強会の開催で検討とされているが、これは庁内で行うのか。</p>
高齢者いきいき課長	<p>その通りである。</p>
島津副会長	<p>その後、平成31年度はモデル事業を踏まえ検討・実施とあるが、このモデル事業というのは、何か念頭に置かれているものがあるのか。</p>
高齢者いきいき課長	<p>特にない。</p>
島津副会長	<p>それから、63ページの23 福祉有償運送の登録等支援は、高齢者いきいき課が所管であるが、私は多摩地域福祉有償運送運営協議会の座長をしているので、今回の運営協議会ではぜひ交通困難地域での移動困難者の実態調査を出していただきたい。大変だが、出していないと、来年度からかなり八王子市内の福祉有償運送団体でも影響があるので、お願いしたい。</p>
高齢者いきいき課長	<p>その調査の件は不勉強で申し訳ないが、あとで確認させていただきたい。</p>
島津副会長	<p>それから、68ページ、②認知症施策の推進で、精神疾患に関する医療と介護の連携についてはどこかに入っていないのか。以前、高齢者いきいき課長から、八王子市のどこかにそういった連携図があれば探してみるとという回答をいただいた。</p>
高齢者いきいき課長	<p>これは率直にお詫びするが、まだ発見できていない。委員の皆様からいろいろといただいていた意見について、各所管から集めて、なるべくまとまりのあるよう整理したというのが今の状況なので、そういったところも調整し、どこで受けているかということは、別途また提示させていただく。</p>
島津副会長	<p>高齢者の精神疾患の発症例はかなり多い。厚生労働省でも重視しているのでぜひよろしくお願いしたい。</p>
島津副会長	<p>それから80ページ、78 生活支援ヘルパー養成研修の開催は、受講者が71名だが、実際に実務に就かれた方は何人ぐらいいるのか。</p>
介護保険課長	<p>生活支援ヘルパーの就労状況を本年4月に行ったのだが、その段階ではまだ11名であった。</p>

島津副会長	<p>それから私が提起している介護実務者研修、介護職員初任者研修の助成について、以前の策定部会でも話したが、今年の介護福祉士国家試験は介護実務者経験が3年必要となったことで、受験者が半分に減った。条件のハードルが高くなったわけである。介護実務者研修を受けるには約15～16万円の費用がかかる。家庭の事情から介護の仕事をされている方は多く、そういう家庭の事情に配慮して助成をしていただきたいという願いをした。来年度の家国家試験受験者はさらに半分に減ると言われている。そうすると、介護福祉士の増員は非常に困難で、特に介護関係では、介護福祉士がいないと加算ができない。今、事業者は加算によって経営をようやく安定させている状況だ。ぜひ助成を考えていただきたいと思っている。</p>
鏡会長	<p>事務局から今の意見に回答されるか。</p>
高齢者いきいき課長	<p>介護人材の件はいつも指摘をいただいております、本当に私なりに尽力しているので、よい回答ができるよう今しばらくお待ちいただきたい。</p>
鏡会長	<p>ほかにはどうか。</p>
田中委員	<p>素案には用語集もつけた方が親切であると思う。面倒でも考えていただきたい。</p>
高齢者いきいき課長	<p>完全リニューアルとはいかないかもしれないが、用語集はつける予定である。例えば、訪問型サービスAとあっても何のこともわからない方も多いと思うので、パブリックコメントの段階で掲載する。</p>
堀間委員	<p>63ページ、24 地域における避難行動要支援者支援体制の推進で、高齢者あんしん相談センターが筆頭に書かれているが、どのようなことを期待されているのか。</p>
福祉政策課長	<p>災害時要支援者の組織については、災害時に手を貸してほしいという方に対して、町会・自治会で地域支援組織というものを持ち上げ、その方を災害時に支援していくという仕組みがある。その災害時に要支援者となり得るデータは小・中学校に置かれているが、その情報を高齢者あんしん相談センターにも置けないかという議論があった。しかしながら、高齢者あんしん相談センターに要支援者の名簿があったとしても、職員がいなくてもあれば、小・中学校の場合は市の職員が災害時に行って、保管されている名簿を見て、避難してきている方の確認を取るといった仕組みがあるのだが、高齢者あんしん相談センターにはその名簿があったとしてもまだ仕組みができていない。将来的にはそのような方向の考え方もあるのだが、現段階では、ここは削除させていただく。</p>
鏡会長	<p>高齢者あんしん相談センターを所管から削除するということが。</p>
福祉政策課長	<p>現行計画にも高齢者あんしん相談センターに名簿を置きたいということで入れていたのだが、現実的にその仕組みができていないので、今の段階では削除する。</p>
堀米委員	<p>60ページの④高齢者の技能・経験を活かすで、定年退職の年齢を65歳に引き上げようという動きが今あるが、65歳でもまだ元気に働ける人は多く、70歳でもよいと思う。定年退職70歳といった提案はできないか。</p>
高年齢者いきいき課長	<p>それと、この高齢者の技能・経験を活かすというところで、“高齢の熟練者”とか、あるいは高齢者をあまり高齢者呼ばわりするのは芳しくないの、 “高齢”を除いて “熟練者”という言葉に変えられるとよい。</p>
高年齢者いきいき課長	<p>前段の70歳定年制というのは、個人的にはそう申し上げたいところではある。ただ提言には至らずとも、産業部門の方で今後調整して、できるだけそういう方向性が見いだせるとよいと考えている。現段階では計画の事業としての表記は難しいところである。</p>
高年齢者いきいき課長	<p>それと熟練者、あるいはベテラン、そうした表記に関しては、それこそ老人クラブが、シニアクラブに変わって評判がよかった例に倣い、工夫していきたい。</p>

松岡委員	69ページ、44 認知症サポーターの養成で、息子が2、3年前に小学校でオレンジ色のリングをもらってきたことがあって、それはきっと授業の中で認知症サポーターの養成のことを聞いたのもらってきたのだと思うが、この養成者の人数には小学生も含まれているのか。
高齢者福祉課長	含まれている。近年、小・中学校でも授業で取り入れていただき、かなり活発にやっています。
松岡委員	年齢は関係がないということか。
高齢者福祉課長	その通りである。
村上委員	68ページ、40 認知症の早期発見・早期対応であるが、早期対応は可能だが早期発見は厳しいと思う。どちらかと言うと、65ページの32 訪問ふれあい収集事業で、民生委員・児童委員、町会・自治会にゴミ出しの際に声かけ等をお願いすることをもっと積極的に進めた方が早期発見がしやすくなるのではないか。今の32の表現では、清掃事業者がメインであり、早期発見につなげたいという意志があまり感じられないがどうか。
高齢者福祉課長	早期発見の仕組みについては、様々な手段を用いて、高齢者あんしん相談センターなり、市なりへ情報をつないでいくことが必要かと思っている。民生委員・児童委員もしかり、町会・自治会もしかり、そうしたネットワークで地域の情報を集めた中で、判断するといったような意味で、認知症地域支援推進員を各高齢者あんしん相談センターにも配置し、その辺りの受け皿の確定をしているところである。
村上委員	具体的にその地域の情報が上がってこなければ、早期の認知症初期支援チームも置けない。ゴミ出しは、ゴミ屋敷になってしまうケースはともかく、ひとり暮らし高齢者でも必ずやるものだから、ゴミの出し方そのものや、曜日を間違ふなど、いつもと何か違ふと周囲の人が気付くことができる。これは中の仕組みを変えるだけで、それほど予算もかからないと思うがどうか。
高齢者福祉課長	清掃部門と調整して検討したいと思う。
鏡会長	あとは先ほどのひとりぐらし高齢者実態調査と、各部署で持っている様々な情報を寄せ集めると、トータル的に市全体の調査がかなりできるだろう。やり方を少し変えるだけで、情報の共有化を変えるだけで、かなり有用なものになっていくのだから、そうした視点も持ち合わせていただきたい。ぜひ村上委員の意見とあわせて検討をお願いします。
田中委員	ほかにどうか。 民生委員・児童委員でひとり暮らしの高齢者の調査であるが、例えば今後71歳、72歳と1歳ずつ上げていくのか、それとも70歳を上限にして、毎年70歳に到達した人のひとり暮らしの方たちを調査するのか。
高齢者いきいき課長	70歳以上ということである。
鏡会長	私から1点伺いたい。84、85ページで第3期もあったが、第4期も介護給付適正化計画が、国及び都道府県で強化されているように思う。ただ、89 要介護認定の適正化と書いてあると、今まで不適正だったのかとなりかねないのではないか。それから90 ケアプラン点検も、点検と言うとケアプランは基本的に給付であるし、あとは利用者が作るべきものをケアマネジャーが支援しているということからすると、“適正化”とか“点検”は、言葉として馴染みにくいと思うが、どのようなことを予定されているのか。

介護保険課長	<p>89 要介護認定の適正化だが、こちらは来年度から東京都で認定の内容をデータ収集し、各区市町村の認定審査の結果を分析して、数字で示してくるということが行われ始めるので、それに向けて、平成29年度では今出せるところだけデータを出す状況である。それだけで見ると、西東京市では高いところへ移行するための認定審査がかなり多いのだが、八王子市でも負けないぐらいになってしまう。“適正化”という言葉が果たして正しいかわからないが、そうした面も含め、データを活用して、内容を定めていきたいと考えている。</p> <p>また、90 ケアプラン点検は、既に3年以上行われているものであり、ケアマネジャーのところに伺って、ケアプランの内容点検をさせていただいているが、あくまで違法的な疑いがあるものについて指摘をさせていただくものであり、内容についてあれこれ口を出すようなものではない。</p>
鏡会長	<p>それならば、“要介護認定の公平性”とか“適正化”というのは言葉として不適正があるように思われるので、言われていることは理解するが、いきなり“点検”とか“検討”というように、取り締まりをするという姿勢が見えない文言の方がよい。そこは配慮いただきたい。</p>
堀米委員	<p>介護認定の適正化に関連して、コンピューターによる1次判定と、審査会による2次判定とで乖離がある。データの1次判定結果が2次判定で変わってしまうことが3割から4割程度ある。1次判定のコンピューターの判定基準もそろそろ見直しをしないとイケないのではないか。</p>
介護保険課長	<p>コンピューターの内容については、考え方を考えるようなことは聞いている。ただ、一次判定と二次判定に差が大きいということが、果たして悪いのか、それともよいのか。私どもとしては多いという判断が出たとしても、それは八王子市として、不正なく正しい基準で実施した上での結果であるという主張を東京都にはしていきたいと思っている。</p>
鏡会長	<p>そういう姿勢は必要である。保険者であるから、東京都にいろいろなことを言われたとしても、それは八王子市の事情やそれを公平に実施しているということを考えると、きちんと伝える必要があるだろう。今の事務局の回答はその通りだと思う。</p> <p>ほかにはどうか。</p>
金沢委員	<p>86ページ、97 不適切なサービス利用の調査であるが、83ページの86 介護サービス事業者に対する実地検査との違いは何か。また、この実地検査とは具体的にどのような調査か。</p>
介護保険課主査	<p>ここでは実地指導と謳っているが、不正が疑われるものについて、まず介護保険課である程度内容を確認した上で、本市の指導監査課に情報を伝えて、その中で指導が必要かどうか判断してもらった上で指導するものである。</p>
鏡会長	<p>ほかに意見、質問がないようであれば、第5章の説明をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>第5章と第6章をまとめて説明する。まず第5章 介護保険事業に関する見込みである。本日配付資料7-5になる。利用量の見込みについては、国から報酬改定や3割負担の導入の制度改正の詳細が示されていないので、ここではすべて推計をしていない。これらは国から情報があり次第、推計していく予定である。そういった内容が1 サービス利用量の見込みとして91ページから101ページの上段まで続いている。</p> <p>また、101ページ、2 保険給付費の見込みについても今回載せているのは利用実績等を踏まえた大枠である。それによって保険給付費を推計した結果を掲載しているが、こちらも国から情報提供があり次第、これまでの要素を反映した上で最終集計を行う予定である。105ページまで表として掲載する予定である。</p>

	<p>続いて106ページ、第6章 介護保険料の考え方である。(1) 第1号被保険者の保険料負担割合であるが、第6期では第1号は22%、第2号は28%であったが、第7期では第1号が23%、第2号が27%に変更になる。人口構成などを踏まえて国で作っている数字である。</p> <p>107ページ、(2) 調整交付金は、国の負担割合のうち5%が調整交付金として支出されるものであるが、こちらも国の考え方が変わり、今までは第1号被保険者と第2号被保険者といったものの考え方であったが、今度は3区分(65~74歳、75~84歳、85歳以上)で考えるということで、その影響から交付割合を3か年平均として1.47%という形で考えている。従って、通常5%調整交付金という形で考えるので、5%から1.47%を引いた残りの3.53%については第1号被保険者の負担割合23%に加算して負担をいただくということで掲載している。ちなみに平成28年度の調整交付割合は2.68%となっているので、かなり市の負担が増えている。</p> <p>108ページ、(4) 財政安定化基金は、“資金不足が生じていないことから借入は行っていません”という記述をしている。</p> <p>その下、2 保険料の所得段階別設定は、第6期から14区分で行わせていただいております、変更はない。また、国庫負担による軽減措置がまだ続いているので、0.05の軽減は引き続き行っている。</p> <p>そのあたりを踏まえ、109ページから3 第7期保険料の基準額となるが、今、国の方で介護給付費に関する報酬改定の議論が活発に行われている。最近は毎週の頻度で実施されている。その中で、訪問、特に生活支援の報酬について、国では月100回以上のサービス提供例を挙げて報酬単価を整理する方針を示している。また、逆に自立支援型のサービスへの取り組みやそれに伴う事業所支援、最近の策定部会で話題となったインセンティブ等についてはこれまで以上の支援を行うことを明確にしている。このあたりを踏まえ、最近の報道状況も加味して、報酬改定率は小幅ではないかと今のところ考えている。しかしながら、高齢者の増加は人口推計からも明らかであり、それに伴うサービス利用者数も増加を見込むことから、介護給付費自体は今後3年間も増加していくものと見込んでいる。こうした見込みを総合して、介護給付費準備基金を取り崩しながら算定して、保険料の基準額については、第6期と同程度の5,407円としている。ただし、報酬改定、総合的な数値についての公表が12月20日を過ぎた頃であり、詳細は来年1月中旬頃と聞いている。その結果と現在のところ具体的に指標が示されていない3割負担、来年の8月から実施予定であるが、そのような詳細も踏まえて、今後保険料の月額基準額には変更が生じてくるのではないかと考えている。具体的な内容が国から示され次第、この部分についても推計をしていきたい。</p>
鏡 会 長 高 齢 者 い き い き 課 長	<p>第7章もあわせて説明をお願いします。</p> <p>第7章 計画の推進体制であるが、こちらは113ページの通り、(2) 情報発信などによるSNS等多様な媒体を使っていくことを示している。基本的には進捗管理の手法等に変わりはない。変わりはないが、社会福祉審議会の編成についてこれから議論があるので、今の段階では変えていない想定で記載をしている。</p>
鏡 会 長	<p>現段階ではまだ決まっていない要素が多々あるという話、それと金額自体は保険料5,790円に上がるが、調整交付金を使うことで、暫定ではあるが5,407円になるということである。</p> <p>第5章から第7章で質問や意見があればまとめてお受けしたい。</p>
各 委 員	<p>(特になし)</p>
鏡 会 長	<p>それでは、全体を通じての質問等はあるか。</p>
村 上 委 員	<p>中核市になったことで、第7期の計画に盛り込むことができたという要素はあるのか。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>既に大枠の部分で権限的なものは盛り込んでいるので、すべてマイナーチェンジというようになってしまうが、もう少しそれらが見えやすく書くようにする。</p>

鏡 会 長 事 務 局	<p>ほかがないようであれば、この審議については終了する。</p> <p>次第4. その他、(1)パブリックコメントについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料7-2 高齢者計画・第7期介護保険事業計画 パブリックコメント手続について説明する。</p> <p>(1)実施概要は、意見募集期間は平成29年12月15日(金)から平成30年1月18日(木)までの約1か月間を予定している。その間、中間意見の公表を2回予定しており、12月28日(木)に1回目の公表、2回目を翌年1月12日(金)に公表して、意見を踏まえた上で最後、1月18日(木)までに市民の皆さんに意見をいただきたいと考えている。</p> <p>(3)公表資料は、本日配付した計画素案を公開していく予定である。</p> <p>(4)市民への周知方法であるが、広報はちおうじの12月15日号で掲載していくほか、市ホームページ、市のSNS(Twitter、Facebook)を活用して周知していきたい。</p> <p>(5)閲覧(設置)場所であるが、70箇所を予定している。裏面、別紙をご覧ください。現在、福祉部では地域福祉計画、高齢者計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画と3本の策定作業を進めている。高齢者計画・介護保険事業計画については、地域福祉計画と同様に子ども家庭支援センターを含め、閲覧場所として設定していきたいと考えている。</p> <p>(7)意見書については、閲覧場所に素案と一緒に置く形で皆さんに記入をいただきたいと思う。</p> <p>(8)意見書の提出先であるが、八王子市役所本庁舎1階高齢者いきいき課宛て、ここ1箇所での提出受付を考えている。</p> <p>(9)意見書の提出方法は、直接窓口持参、郵送、FAX、Eメールの方法で考えている。</p>
鏡 会 長 田 中 委 員	<p>本日議論いただいた意見等で修正された素案が、パブリックコメントの公表資料となる。日程は今話のあった通りであるが、質問や意見はあるか。</p> <p>今、私は市民センターの管理もやっているのだが、市民センターには素案は何部ぐらい配布される予定か。1部だけでは足りない。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>今回大部となるので、それほど多くは配布できないかもしれないが、調整させていただく。それと1点補足をさせていただきたい。配布先については、資料7-2別紙の版が古いもので申し訳ないが、障害者計画については障害児福祉計画も含まれているので、子ども家庭支援センターにも配布予定である。それで私どもの方も子どもを持つ家庭、そして介護を行っているということで、ダブルケアの論点も出ているので、基本的には高齢・介護、障害福祉ともあわせて置かせていただく予定である。それで市民活動支援センターのものは逆に福祉計画も置いていこうということで、現在詳細を調整中であるので、手広く進めていく。</p>
鏡 会 長 各 委 員 鏡 会 長	<p>何か質問等はあるか。</p> <p>(特になし)</p> <p>質問がなければ、これで進めていただく。</p> <p>それから素案全体について、今回も意見書が用意されているので、全体を通して気付いたことがあれば事務局までお寄せいただきたい。タイミング的にはパブリックコメント用素案に載らないものもあるかと思うが、いずれにしてもいただいた意見には回答していただくということで進めさせていただく。</p> <p>それでは次第4. その他(2)今後のスケジュールについてお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>資料7-3 今後のスケジュールであるが、12月8日に議会への報告を予定している。その後、12月15日から翌年1月18日までパブリックコメントを行い、平成30年2月13日に第8回の計画策定部会を行う。ここではパブリックコメントの結果、それを受けての原案を提示したい。2月は原案、保険料案の決定、3月は議会報告及び条例改正、4月には新計画公表ということで進めていきたい。</p>
<p>鏡会長 事務局</p>	<p>最後に、事務局からその他報告等はあるか。 前回、田中委員より依頼されたひとりぐらい高齢者実態調査集計結果、それと虚弱者割合（健康とくらしの調査より抜粋）については参考資料として本日配付させていただいたので、後ほどお目通しいただきたい。</p>
<p>鏡会長 議事録 署名</p>	<p>次回の開催日程であるが、平成30年2月13日（火）、午前9時30分から11時30分、会場は市役所本庁舎8階の802会議室を予定している。 それと会長から話があったように、いつものように意見書を置かせていただいている。2週間以内に郵送、FAXまたは直接事務局へお届けいただきたい。 最後に傍聴の方へのお願いだが、冒頭お伝えしたように、今回の議論を踏まえたもので素案を修正し、パブリックコメントにかけるため、資料7-1と資料7-5は申し訳ないが、回収させていただく。</p>
<p>鏡会長 議事録 署名</p>	<p>それでは、以上で本日の会議は終了とする。 平成30年2月13日 署 名 鏡 諭</p>